

参考資料

行政が関与する「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」一覧

(参考1)

<開設順> (平成29年3月31日現在)

内閣府男女共同参画局調べ

番号	地方公共団体名	ワンストップ支援センターの名称(愛称)	ワンストップ支援 開始年月日	実証的調査研究		
				H26* (9団体)	H27* (19団体)	H28* (21団体)
1	大阪府	性暴力救援センター・大阪 SACHICO	H22.4.1	○	○	○
2	愛知県	ハートフルステーション・あいち	H22.7.26			
3	神奈川県	かながわ犯罪被害者サポートステーション かながわ性犯罪・性暴力ホットライン	H24.2.1 ※ホットラインはH26.4.1(県)			
4	佐賀県	性暴力救援センター・さが (さがmirai)	H24.7.2			
5	北海道・札幌市	性暴力被害者支援センター北海道 (SACRACH さくらこ)	H24.10.1	○	○	○
6	岡山県・岡山市	被害者サポートセンターおかやま (性犯罪被害者支援センターおかやま)	H25.1.28			
7	福島県	性暴力等被害救援協力機関 (SACRAふくしま)	H25.4.1			
8	兵庫県	性暴力被害者支援センター・ひょうご	H25.4.1	○	○	○
9	和歌山県	性暴力救援センター和歌山 (わかやまmine)	H25.7.16	○	○	
10	福岡県・福岡市・北九州市	性暴力被害者支援センター・ふくおか	H25.7.30	○	○	○
11	埼玉県	彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター (性暴力等犯罪被害専用相談電話アイリスホットライン)	H25.9.4			
12	宮城県	性暴力被害相談支援センター宮城	H26.4.1		○	
13	福井県	性暴力・救済センター・ふくい (ひなぎく)	H26.4.1		○	○
14	滋賀県	性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖 (SATOCO)	H26.4.1	○	○	○
15	千葉県・千葉市	千葉性暴力被害支援センター ちさと	H26.7.1			
16	沖縄県	沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター	H27.2.2			
17	鳥根県	性暴力被害者支援センター たんぽぽ	H27.3.23	○		
18	三重県	みえ性暴力被害者支援センター よりこ	H27.6.1		○	○
19	熊本県	性暴力被害者のためのサポートセンター (ゆあさいどくまもと)	H27.6.1			
20	群馬県	群馬県性暴力被害者サポートセンター (Saveぐんま)	H27.6.25	○		
21	栃木県	とちぎ性暴力被害者サポートセンター (とちエール)	H27.7.1			
22	東京都	東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業 (性暴力救援ダイヤルNaNa)	H27.7.15 ※SARC東京H24.6.1開設		○	○
23	京都府	京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター (京都SARA(サラ))	H27.8.10		○	○
24	岐阜県	ぎふ性暴力被害者支援センター	H27.10.15		○	○
25	茨城県	性暴力被害者サポートネットワーク茨城	H27.11.4			
26	名古屋	性暴力被害者支援センター日赤なごや (なごみ)	H28.1.5		○	○
27	鹿児島県	性暴力被害者サポートネットワークかごしま (FLOWER)	H28.2.10			
28	長崎県	長崎県性暴力被害者支援「サポートながさき」	H28.4.1			
29	大分県	おおいた性暴力救援センター・すみれ	H28.4.1		○	○
30	山形県	やまがた性暴力被害者サポートセンター (べにサボやまがた)	H28.4.25			○
31	徳島県	徳島県性暴力被害者支援センター 「よりそいの樹 とくしま」(中央・南部・西部)	H28.7.1			○
32	宮崎県	性暴力被害者支援センター (さぼーとねっと宮崎)	H28.7.1			
33	長野県	長野県性暴力被害者支援センター (りんどうハートながの)	H28.7.27		○	○
34	広島県	性被害ワンストップセンターひろしま	H28.8.30			○
35	新潟県	性暴力被害者支援センターにいがた	H28.12.1			○
36	鳥取県	性暴力被害者支援センターとっとり	H29.1.13		○	○
37	山口県	性暴力被害者支援システム「あさがお」	H29.1.23			○

(参考2)

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引（抄）

1 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとは

ワンストップ支援センター設置の目的

性犯罪・性暴力被害者に対して、被害直後からの総合的な支援（産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法律的支援等）を可能な限り一か所で提供することにより、被害者の心身の負担軽減、健康回復、警察への届出促進、被害の潜在化防止を図る。

ワンストップ支援センターにおける主な支援対象

強姦・強制わいせつ（未遂・致傷を含む。）の被害に遭ってから概ね1～2週間程度の急性期の被害者

- ・ 警察への届出の有無に関わらない。
- ・ 可能な限り子どもも対象とする。
- ・ 上記以外の被害者から相談を受けた場合には、必要な支援を提供可能な関係機関・団体等に関する情報提供などを行う。

ワンストップ支援センターの核となる機能（主な支援内容）

- 支援のコーディネート・相談
 - ・ 電話や来所による相談
 - ・ 被害者の状態・ニーズを把握する。
 - ・ 支援の選択肢を示す
 - ・ 必要な支援を行っている関係機関・団体（警察、精神科医・臨床心理士・カウンセラー、弁護士・法テラス、男女共同参画センター、婦人相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、検察庁等）に確実につなぐ。
- 産婦人科医療（救急医療・継続的な医療・証拠採取等）

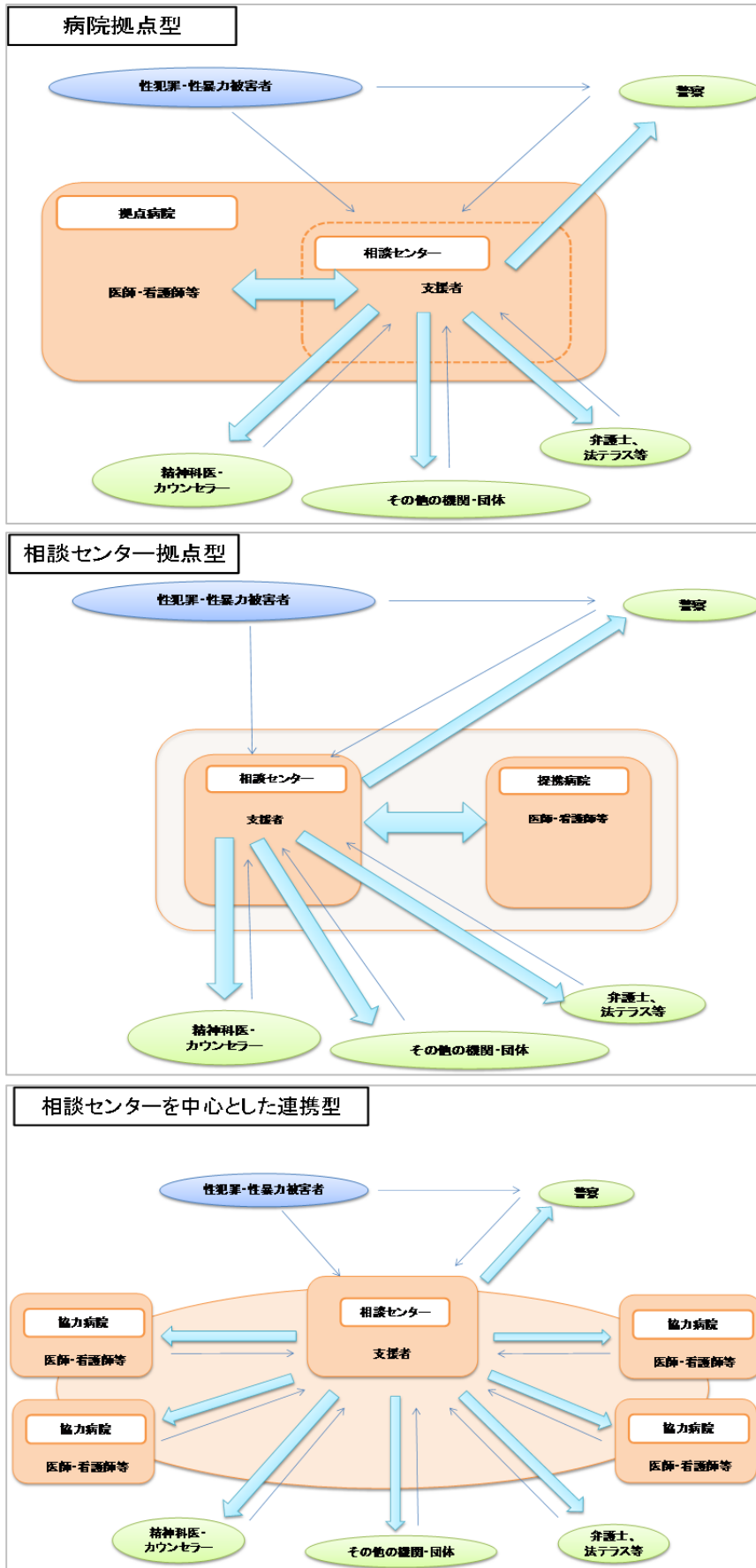
2 ワンストップ支援センターの開設・運営に必要なこと

- 産婦人科を有する病院の確保
- 関係機関・団体等とのネットワーク構築
- 具体的連携に関する合意形成
- 人員・体制の確保
- マニュアル・業務に必要な各種書類等の整備
- 情報管理体制の整備
- 広報
- 研修の実施
- 支援者、医師・看護師等のメンタルケア

開設・運営の経費

- 相談・コーディネート業務のために必要な経費
- 産婦人科医療における支援業務のために必要な経費

ワンストップ支援センターの形態



性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引
 ～地域における性犯罪・性暴力被害者支援の一層の充実のために～ より

(参考3)

第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定) 【抜粋】

第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

<成果目標>

項目	現状	成果目標(期限)
行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置数	25か所 (平成27年11月)	各都道府県に 最低1か所 (平成32年)

4 性犯罪への対策の推進

施策の基本的方向	
性犯罪被害者が、被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談を受けられるような相談体制の整備及び被害者の心身回復のための被害直後及び中長期の支援が受けられる体制整備を図るとともに、被害者のプライバシーの保護及び二次的被害の防止について万全を期する。また、法制度の見直しを含め、性犯罪に対する厳正な対処等を推進する。	
具体的な取組	担当府省
イ 被害者への支援・配慮等 (ア) ワンストップ支援センターの設置促進 ① 性犯罪被害者に対する専門の相談窓口機能を持ち、必要に応じ医師による心身の治療、警察等への同行支援を始めとする、適切な支援が可能な性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置を促進する。また、被害者の要望に応じた支援をコーディネートできるよう、性犯罪被害者支援に係る関係部局と民間支援団体間の連携を促進する。	内閣府、警察庁、厚生労働省、関係府省